

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条―第三十六条」を「第三十二条―第三十五条」に、「第四章 附属機関（第三十七条）」を「第四章 学校運営協議会（第三十六条）」に改める。

第四条中「、教育機関」の下に「、学校運営協議会」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 学校運営協議会 地教法第四十七条の五第一項の規定に基づき設置された機関をいう。

第十六条の表キャリア・消費者教育担当室長の項中「キャリア・消費者教育担当室長」を「回帰創出・消費者教育担当室長」に、「及び」を「、主権者教育及び」に改め、同表室長補佐の項の次に次のように加える。

主任専門員	必要な課等	上司の命を受け、高度の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
-------	-------	-------------------------------------

第十六条の表係長の項の次に次のように加える。

専門員	必要な課等	上司の命を受け、相当の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
-----	-------	-------------------------------------

第十九条第一項第四号を次のように改める。

四 GIGAスクール推進課

第三十四条の表室長補佐の項の次に次のように加える。

主任専門員	上司の命を受け、高度の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
-------	-------------------------------------

第三十四条の表係長の項の次に次のように加える。

専門員	上司の命を受け、相当の専門的な知識又は経験を必要とする事務に従事する。
-----	-------------------------------------

第四章を第五章とする。

第三十五条の次に次の章名を付する。

第四章 学校運営協議会

第三十六条を次のように改める。

(学校運営協議会)

第三十六条 学校運営協議会の名称、庶務を担当する課等は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	庶務を担当する課等
徳島県学校運営協議会	学校教育課及び特別支援教育課

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。